

セーフティーネットとしての貸付制度

< 個人向け貸付け >

<p>生活福祉資金貸付制度 (厚生労働省)</p>	<p>低所得世帯等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その世帯の経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を可能にする制度</p> <p>実施主体は都道府県社会福祉協議会(窓口業務等は市町村社会福祉協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 低所得者世帯(必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税程度))に対し、緊急小口資金を貸し付ける場合、貸付限度額は5万円、年利は3% 																		
<p>自治体提携社会福祉資金貸付制度 (中央労働金庫)</p>	<p>雇用情勢により直接・間接に生じている勤労者の痛みを和らげるための勤労者セーフティーネット</p> <ul style="list-style-type: none"> 多重債務の防止に向け、多重債務の現状やその予防方法などの情報提供活動として講演会やセミナーを開く他、弁護士・司法書士等の相談活動を行う <p>メニュー(例):自治体提携融資制度は、各自治体によって内容が異なる。なお、担保の付保は組合の有無やプランによって異なる</p> <table border="1" data-bbox="629 571 2350 741"> <thead> <tr> <th></th> <th>融資目的</th> <th>貸付け限度額(例)</th> <th>年利(例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>離職者生活支援自治体提携融資制度</td> <td>勤務先企業の合理化や倒産等により離職した勤労者の生活を支援</td> <td>50万円</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>育児・介護休業支援自治体提携融資制度</td> <td>育児・介護休業期間中の勤労者の生活を支援</td> <td>100万円</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td>東京都中小企業従業員向け融資制度</td> <td>中小企業労働者の生活を支援</td> <td>70万円～100万円</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>				融資目的	貸付け限度額(例)	年利(例)	離職者生活支援自治体提携融資制度	勤務先企業の合理化や倒産等により離職した勤労者の生活を支援	50万円	1.5%	育児・介護休業支援自治体提携融資制度	育児・介護休業期間中の勤労者の生活を支援	100万円	1.8%	東京都中小企業従業員向け融資制度	中小企業労働者の生活を支援	70万円～100万円	2%
	融資目的	貸付け限度額(例)	年利(例)																
離職者生活支援自治体提携融資制度	勤務先企業の合理化や倒産等により離職した勤労者の生活を支援	50万円	1.5%																
育児・介護休業支援自治体提携融資制度	育児・介護休業期間中の勤労者の生活を支援	100万円	1.8%																
東京都中小企業従業員向け融資制度	中小企業労働者の生活を支援	70万円～100万円	2%																

地方自治体等の取組み(例)

<p>自治体提携消費者救済資金貸付制度 (岩手県消費者信用生活協同組合)</p>	<p>多重債務問題解決の一手段としての金銭貸付制度(貸金業登録や、銀行免許はなく、生協法人の共済事業として行い、自治体と弁護士会が連携している)</p> <ul style="list-style-type: none"> カウンセリングの結果、種々の再建方法のうち、貸付けが最も適した方法である場合にのみ貸付けがなされる(なお、相談及び解決方法の提案は全て無料) 17年度は約5000人が相談に訪れ、うち貸付けを行ったのは17%。他は貸付けによらず法的整理で生活再建を図っている <p>貸付制度の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象:多重債務者(年間収入の3割以上を借入金返済にあてていること)どこの銀行からも借入れができないこと 貸付限度額:500万円(平均は約220万円)「おまとめ」ローンとは異なり、貸付金は弁護士に送金され、任意整理が行われている 年利:一律9.25% 担保:家族一体となって多重債務を克服するという観点から、同居の家族(いない場合には兄弟、親族)を原則連帯保証人に付す。 <p>また、400万円以上の貸付けの際は不動産の担保が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付後も完済に至るまで、家族ぐるみでカウンセリングや家計簿診断を行う 17年度の延滞率は4.002%、貸倒率は0.016% 		
<p>長崎県民信用組合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象:多重債務者(原則、総借入額=収支余力と借入額等を勘案し、貸付けによる収支改善が可能な場合には貸付けの取組みを行っている。 ファイナンシャルプランニングの手法を基本としたカウンセリング(無料)を行った上で決定) 今後は分析、提案作成料を徴求する方向で検討中 カウンセリングの結果、弁護士、司法書士等の協力が必要と判断した場合は紹介を行う 貸付け限度額:相談者及び配偶者の年収の合計の130%以下が目安 年利:利息制限法の範囲内(12%～15%が多い) 担保:連帯保証人(配偶者等)は必須。不動産を所有している場合、金額が高額となる場合、不動産担保提供を依頼している 17年度の延滞発生件数は約90件(ただし、その後正常債権に回復したのも含む)、貸倒件数は0 		
<p>宮城県経営改善促進融資制度</p>	<p>自治体の中小企業向け信用保証つき既往債務の一本化借換による、月々返済額の低減によるキャッシュフロー改善を目的とする制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象:県又は県内市町村の保証つき制度融資を受けている者 貸付け限度額:8,000万円(1,000万円程度が多い) 年利:1.9%(セーフティーネット保証適用の場合。適用外の場合は1.05%) 担保、保証料率:取扱金融機関及び信用保証協会所定、保証料率は0.7%(セーフティーネット保証適用の場合。適用外の場合は1.05%以内) 17年度の借換実績は638件、14,698,693円 		

備考

生活保護（厚生労働省）	<p>生活に現に困窮している国民に必要な保護を行い、最低限度の生活を保障すると共に自立の助長を図る制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産、能力等すべてを活用した上でもなお生活に困窮する者が対象 ・ 金銭給付が原則で、厚生労働大臣の定める最低生活費（例：東京都区部、3人世帯で月額16万円強）と実収入の差額を支給
母子寡婦福祉資金（厚生労働省）	<p>母子家庭の母や寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、さらにその扶養している子の福祉の増進を図る制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活資金は、知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭になって間もない間、失業中の生活資金を補給するもの ・ 原則として年利3%での融資。上記の前2者に対しては無利子で融資 ・ 貸付限度額は月額約10万円～14万円

< 中小・零細事業者向け貸付け >

セーフティネット保証制度 （中小企業庁）	<p>取引先等の再生手続等の申請、事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化を行う制度 各都道府県の信用保証協会で行われる</p> <p>メニュー：</p> <table border="1" data-bbox="635 793 1715 968"> <tr> <td data-bbox="635 793 1139 968"> <p>（一般保証限度額）</p> <p>普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 無担保無保証人保証 1,250万円以内</p> </td> <td data-bbox="1148 793 1190 968" style="text-align: center;">+</td> <td data-bbox="1199 793 1715 968"> <p>（別枠保証限度額）</p> <p>普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 無担保無保証人保証 1,250万円以内</p> </td> </tr> </table>	<p>（一般保証限度額）</p> <p>普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 無担保無保証人保証 1,250万円以内</p>	+	<p>（別枠保証限度額）</p> <p>普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 無担保無保証人保証 1,250万円以内</p>					
<p>（一般保証限度額）</p> <p>普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 無担保無保証人保証 1,250万円以内</p>	+	<p>（別枠保証限度額）</p> <p>普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 無担保無保証人保証 1,250万円以内</p>							
セーフティネット貸付 （国民生活金融公庫）	<p><u>独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるもの</u>に対して、当該事業を遂行するために必要な小口の事業資金の貸付けを行う。（国民生活金融公庫法第18条）</p> <p>セーフティネット貸付は、売上が減少するなど業況が悪化しているが、中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる者を支援する制度。</p> <p>メニュー</p> <table border="1" data-bbox="685 1178 1843 1310"> <thead> <tr> <th></th> <th>融資限度</th> <th>利率</th> <th>融資期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営環境変化対応資金 （セーフティネット貸付）</td> <td>一般貸付と合わせて 4,800万円</td> <td>2.5%～</td> <td>5年以内 （特に必要な場合は7年以内）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）セーフティネット貸付には、この他に金融環境変化対応資金、取引企業倒産対策資金がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保証人等：保証人又は担保が必要 <p>（注）この他、商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小企業者等が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる、経営改善貸付の制度もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付限度額：550万円以内の運転資金+別枠450万円以内 ・ 年利：2.2%～ ・ 貸付けを受けるに際し、商工会議所会頭、商工会会長等の推薦が必要 		融資限度	利率	融資期間	経営環境変化対応資金 （セーフティネット貸付）	一般貸付と合わせて 4,800万円	2.5%～	5年以内 （特に必要な場合は7年以内）
	融資限度	利率	融資期間						
経営環境変化対応資金 （セーフティネット貸付）	一般貸付と合わせて 4,800万円	2.5%～	5年以内 （特に必要な場合は7年以内）						